

第95回全国安全週間が始まります（7月1日～7日）

令和4年度 労働保険の年度更新について 申告はお早めに

学卒求人説明会&学校と企業との交流会（名刺交換会）開催！

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

静岡労働局マザーズハローワーク・コーナー「LINE公式アカウント」開設！

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

最低賃金に関する実態調査への協力をお願い・業務改善助成金のご案内

【派遣元事業主の皆さまへ】「労働者派遣事業報告書」の提出について

改正育児・介護休業法への対応はお済みですか

静岡県内の労働災害発生状況（令和4年5月末現在）

静岡県有効求人倍率（令和4年4月）



原里バラ園
写真提供:静岡県観光協会

第95回全国安全週間が始まります（7月1日～7日）

～ 令和4年度 全国安全週間スローガン ～
安全は 急がず焦らず怠らず

今年も、6月を準備期間として、7月1日より全国安全週間が始まります。

昨年（令和3年）の静岡県内における労災死者数は23人で過去2番目の少なさでしたが、今年度は、すでに亡くなった方が**12人（去年同期比で5人増）**に上っており、極めて憂慮すべき状況です。

また、**転倒災害は依然として多く**、さらに、**熱中症への警戒**も必要です。



静岡労働局では全国安全週間中のパトロールを強化するなど取組を進めてまいります。



令和4年度 労働保険の年度更新について 申告はお早めに

※労働保険の年度更新手続は、下記の期間内に申告・納付を行ってください。

年度更新期間 6/1(水)～7/11(月)

※コールセンター 開設しています **0120-165-180**（フリーダイヤル）

5/30(月)～7/22(金)（土日祝除く。） **9:00～17:00**

詳細については労働局HPをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/soumu/tyousyuu03.html>



学卒求人説明会&学校と企業との交流会（名刺交換会）開催！

来春の令和5年3月新規高等学校等卒業者の採用を予定する企業を対象に、適正な採用活動の実現及び学校と企業との交流を目的に、5月19日から各ハローワークにおいて、「学卒求人説明会」及び「学校と企業との交流会（名刺交換会）」を開催しました。
新型コロナウイルス感染影響により、名刺交換会の開催は3年ぶりです。

学卒求人説明会では、担当者から求人申し込みの手続きや募集、選考、採用に係るルール等について説明を行い、名刺交換会では、学校担当者と企業担当者が熱心に情報交換を行い企業の高い採用意欲が伝わる盛況ぶり。

なお、静岡労働局では、求人申込みにかかる説明動画も作成していますので、参加出来なかった場合等、是非ご活用ください。



求人説明会動画はこちらから！



お問い合わせ先

静岡労働局職業安定部職業安定課 電話：054-271-9950

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

静岡労働局では、6月1日からの1か月間を「外国人労働者問題啓発月間」としています。令和4年度においては、

「共生社会は魅力ある職場環境から ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を標語に、様々な取組みを展開していきます。

● 広報活動

広報誌及びホームページなどを活用した広報活動を行います。

● 関係機関及び事業主団体等を通じた周知、啓発及び協力要請

地方自治体や事業主団体等を通じ、

- ・ 国籍を理由とした賃金等の労働条件の差別的取扱いの禁止
- ・ 外国人雇用状況届出の適正な届出の履行
- ・ 不法就労の防止

などについて周知、啓発及び協力要請を行います。

● 個々の事業主等に対する周知、啓発及び指導

労働局、監督署及び安定所において、あらゆる機会を活用し、外国人の採用・労働条件に関する取扱いや届出の義務について、また雇用調整助成金等の活用による雇用維持支援等について、積極的な周知、啓発及び指導を行います。

お問い合わせ先 静岡労働局職業安定部職業対策課 電話：054-271-9970

6月は「外国人労働者問題啓発月間」

共生社会は魅力ある職場環境から
外国人雇用はルールを守って適正に

- ☑ 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- ☑ 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- ☑ 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- ☑ 安易な解雇はしていませんか？
- ☑ 外国人の雇い入れ・離職時に、ハローワークへ雇用状況の届け出を出していますか？

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください

厚生労働省

静岡労働局マザーズハローワーク・コーナー「LINE公式アカウント」開設！

マザーズハローワーク及びマザーズコーナーでは、LINE公式アカウントを利用して、セミナーの開催日程や面接会等のイベントなど、子育て中の方等に向けた就職活動に役立つ情報を発信しています。ぜひ、マザーズハローワーク及びマザーズコーナーを「友だち登録」して、一緒に就職活動しませんか？

☆「友だち登録」するには、LINEにログインし、以下のいずれかの方法で登録してください。

(1) スマートフォンなどで、メニューの「友だち追加」で「QRコード」を選択し、下のQRコードを読み取りしてください。



静岡労働局マザーズ
ハローワーク・
マザーズコーナー



(2) スマートフォンなどで、メニューの「その他」→「公式アカウント」を選択し、「静岡マザーズハローワーク・コーナー」と入力して検索してください。

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

国民の皆さまのアイデアをもとに「人材開発支援助成金」のコースに、事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する『人への投資促進コース』を4月から新設しました。

『人への投資促進コース』の助成メニュー

情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練

ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材・高度人材を育成したい

定額制訓練（サブスクリプション）

オンライン定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい

自発的職業能力開発訓練

労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい

長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度

労働者の自発的な学び直しのための時間を確保したい

- ・上記コースにも、訓練対象者（正規・非正規雇用労働者）にあわせて、助成メニューをご用意しています。
- ・すべての訓練コースでオンライン（eラーニング）による訓練も対象としています。
- ・詳しくはウェブサイトをご覧ください。静岡労働局職業対策課（電話054-271-9970）までお問い合わせください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



最低賃金に関する実態調査への協力をお願い・業務改善助成金のご案内

静岡労働局では、5月～7月にかけて、

「賃金改定状況調査」・「最低賃金に関する基礎調査」を実施しています。

最低賃金に関する実態を調査するもので、中央最低賃金審議会及び静岡地方最低賃金審議会において、最低賃金額の決定及び改正等を審議するための極めて重要な資料として活用されております。

調査対象となりました事業所の皆様には、お忙しいところ誠に恐縮ですが、各調査に設定されております期限までに、御報告いただきますよう御協力の程よろしくお願い申し上げます。

※調査結果について、統計以外の目的に使用されることは一切ありません。

問い合わせ：「賃金改定状況調査」☎0120-380-223/「基礎調査」☎0120-727-188

★業務改善助成金のご案内

中小企業・小規模事業者の皆様が、生産性向上を図り、事業場内の最低賃金の引上げを支援するため、業務改善助成金を本年度も用意しております。

※問い合わせ：業務改善助成金コールセンター（電話：0120-366-440）

申請先：静岡労働局雇用環境・均等室



詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

【業務改善助成金(通常コース)】は、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ + 設備投資等 → 業務投資等に充てた費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！ [業務改善助成金](#) 検索

コース区分	引上げ率	引上げ対象労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下2つの要件を満たす事業場	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 【事業場内最低賃金900円以上】 9/10(※3)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	以下2つの要件を満たす事業場	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 3/4 【事業場内最低賃金900円以上】 9/10(※3)
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が20万円以内 事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 3/4 【事業場内最低賃金900円以上】 9/10(※3)
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が20万円以内 事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 3/4 【事業場内最低賃金900円以上】 9/10(※3)
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) 10人以上の上乗額引上げは、以下2つの条件のうち1つ以上を超過する事業場が対象となります。
 ①労働者数：事業場内最低賃金900円未満の事業場
 ②生産性要件：売上高や生産性などの事業活動を表す指標を前年3ヶ月間の平均値が前年又は前々年の同じ月比に比べて、30%以上増加している事業場

(※2) 対象は地域別最低賃金の引上げが地域別最低賃金の90%未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) この中でいう「生産性」とは、企業の新卒者数から算出した、労働者1人当たりの付加価値額を指します。助成金の交付申請書の提出の段階で算出する生産性と、その3年連続の改善実績に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合に、対象とさせていただきます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

【派遣元事業主の皆さまへ】「労働者派遣事業報告書」の提出について

派遣元事業主は、法律に基づき毎年6月30日までに「直近の事業年度の実績及び6月1日現在の状況」を、「労働者派遣事業報告」(様式第11号)で報告することが義務づけられています。(*1)

また、労使協定方式を選択している場合、労使協定(写し)等の添付が必須です。(*2)

(*1)実績がない場合でも提出が必要

(*2)労使協定に就業規則等の他の規則を参照している場合は当該箇所も併せて添付

<ご注意ください>

労働基準法の36(サブロク)協定を添付する例が多数あります。

事業報告への添付が必要な協定は、「派遣労働者の同一労働同一賃金に関する労使協定」です。

○労働者派遣事業報告書掲載先 様式は厚生労働省ホームページに掲載しています。

入力支援ツール付きの様式も掲載していますので、ぜひご利用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenyouryou.html

お問い合わせ先：静岡労働局職業安定部需給調整事業課

TEL 054-271-9980

改正育児・介護休業法への対応はお済みですか

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から段階的に施行されています。特に、令和4年10月施行の改正内容については、男性の育休取得促進等のための制度の大幅な変更が必要となります。事業主の皆様におかれましては、事前に就業規則や社内体制の整備等の準備をお願いします。

育児・介護休業法の主な改正内容（令和4年10月1日施行分）

○産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

子の出生後8週間以内に4週間まで、通常の育児休業とは別に産後パパ育休を取得できます（分割して2回取得可能）。また、労使協定を締結している場合、労働者の合意した範囲で産後パパ育休中に就業することが可能となります（ただし、就業日数等については上限があります）。

○育児休業の分割取得

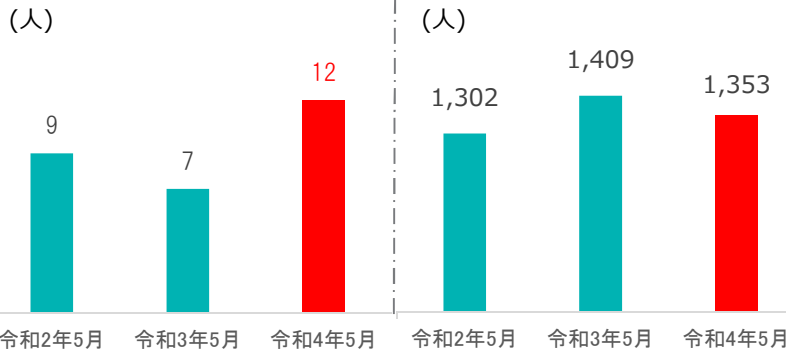
原則、子が1歳に達するまでの間について育児休業を分割して2回取得することが可能となります。産後パパ育休と合わせると、子が1歳になるまでに最大4回取得することが可能となります。



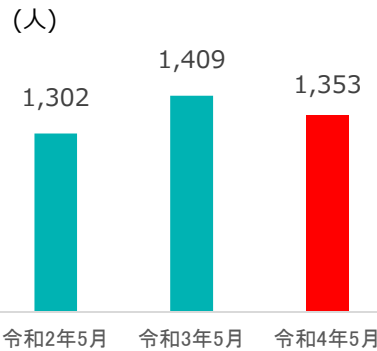
詳細は厚生労働省HP：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

労働災害発生状況（令和4年5月末現在）（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）

死亡災害



死傷災害(休業4日以上)



STOP! 転倒災害

検索

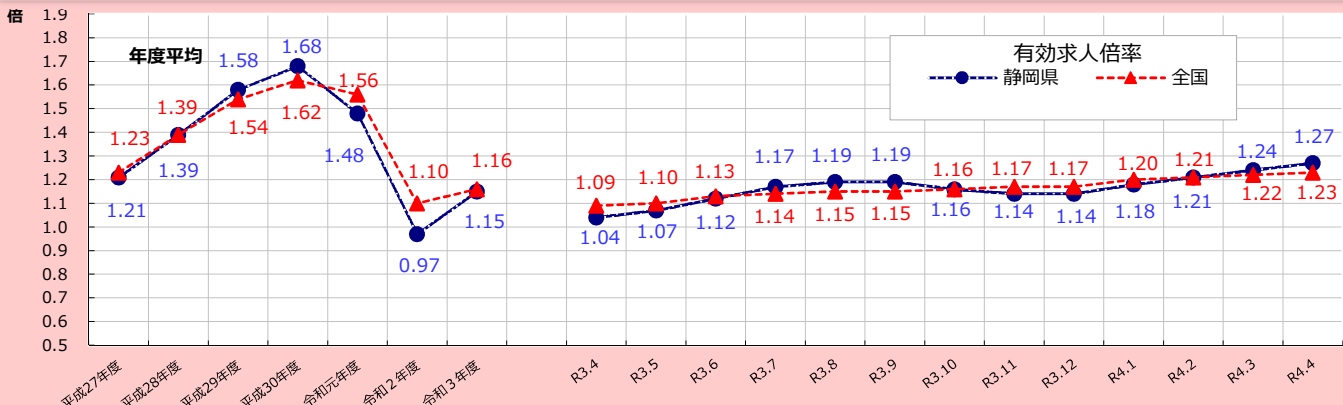
令和4年5月末現在における県内の死亡災害は、12人でした。内訳は、製造業2人、建設業4人、畜産・水産業1人、商業1人、接客娯楽業2人、清掃・と畜業1人、その他事業1人となっています。前年同期に比べ5人増加となっています。一方、死傷災害は1,353人で前年同期に比べ56人減少となっています。

静岡県有効求人倍率（令和4年4月）

<雇用情勢の概況>

県内の雇用情勢は、改善している。

有効求人倍率（季節調整値）は1.27倍(全国30位)となり、前月を0.03ポイント上回った。



編集/発行

静岡労働局 雇用環境・均等室 〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎5階）

T E L <054>252-5310 F A X <054>252-8216 <https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/>